

## 北九州市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「支援補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、北九州市補助金等交付規則（昭和41年規則第27号、以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 支援補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス等事業所が、必要なサービスを継続して提供できるよう、必要なかかり増し経費等に支援を行うことを目的とする。

### (交付の対象)

- 第3条 支援補助金の対象は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に基づき、北九州市内に所在する障害福祉サービス等事業所が行う別添の事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、市長が認める経費とする。
- 1の規定に関わらず、北九州市内に所在する事業所と連携した北九州市外に所在する事業所が実施する、別添の「障害福祉サービス等事業者との連携支援事業」も支援補助金の対象とする。
  - 3 障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは交付対象としないものとする。

### (交付の申請及び実績の報告)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、支援補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書兼実績報告書（様式第1-1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、支援補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、支援補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき額を確定し、支援補助金の交付を決定する。

### (交付額の算定方法)

第6条 この支援補助金の交付額は、次により算出された額とする。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、交付額が予算額を超える場合、交付額を減額することができる。

- (1) 国実施要綱において事業所・施設等の種別ごとに定めている基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を支援補助金の額とする。
- (2) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認めた場合は、基準単価を上乗せした額を支援補助金の額とする。

(交付の条件)

第7条 第3条に規定する事業に対して支援補助金を交付する場合には、補助事業者に対し、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入税額控除があることが確定した場合には、当該仕入税額控除税額を北九州市に返還しなければならない。
- (5) 支援補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(決定の通知及び支払)

第8条 第5条の規定により支援補助金の交付の決定し、額を確定したときは、決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、支給決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知する。

2 第1項による通知を行った後、すみやかに補助事業者に対し、支援補助金の支払を行うものとする。

(不交付の決定の通知)

第9条 支援補助金の交付が不相当であると認めるときは、別に定める様式により補助事業者に通知する。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が第3条に規定する事業に関して、次の各号のいずれかに該当するときには、支援補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこととし、別に定める様式により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援補助金の交付をうけたとき
- (2) 第3条に規定する事業以外に支援補助金を使用したとき
- (3) 第7条に規定する交付の条件に違反したとき
- (4) 第12条の各号いずれかに該当したとき
- (5) その他この要綱の規定に違反したと認められるとき

2 第1項による取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第11条 第10条の規定により支援補助金の交付の決定を取り消した場合、市長は、すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第12条 補助事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、次の各号に該当する場合は、支援補助金の支給対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(調査または報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の検査、または報告を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は令和2年12月10日から施行し、令和2年1月15日から適用する。